## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監查規程

平成 1 6 年 5 月 1 6 日 規程第 1 0 号

#### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)の運営に係る業務の遂行について、適法性、効率性及び社会への説明責任の観点から、公正かつ客観的に検証し、適正な業務態勢の確立及び内部監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (監査)

第2条 監査は、次の各号のとおりとする。

(1)業務監査

法令並びに本学の方針、計画、制度及び諸規程に基づいて、運営に係る業 務が適正に実施されているかについての監査

(2)会計監査

会計処理、会計記録及び財産保全状況の適否等についての監査

- 2 前項の監査は、次の各号のとおりとする。
- (1)定期監査

あらかじめ策定された監査計画に基づき、定期的に実施する監査

(2)臨時監査

学長が、特に命じた事項について、臨時に実施する監査

### (監査室の設置)

- 第3条 監査計画案の作成及び当該計画に基づく監査を実施するため、監査室 を設置する。
- 2 監査室に、監査室長及び監査室員を置く。
- 3 監査室長は、学長が指名した役職員をもって充てる。
- 4 監査室員は、職員のうちから監査室長が指名する。
- 5 監査室長は、監査の実施にあたり必要があるときは、監査室員のほかに監査業務を行う者(以下「内部監査担当者」という。)を加えることができる。

# (監査室長、監査室員及び内部監査担当者の権限)

第4条 監査室長、監査室員及び内部監査担当者(以下「監査担当者」という。) は、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科、物質創成科学研究科、附属 図書館、情報科学センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、先端科学技術研究調査センター、保健管理センター、産官学連携推 進本部、環境安全衛生管理室及び事務局(以下「被監査部局」という。)の職

員に対し、関係資料の提出、説明及びその他必要事項の報告等を求めることができる。

## (被監査部局の職員の義務)

第5条 被監査部局の職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的 に協力しなければならない。

# (監査担当者の遵守事項)

- 第6条 監査は、すべて事実に基づいて行い、常に公正不偏でなければならない。
- 2 監査担当者は、正当な理由なく、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

### (監査計画)

第7条 監査室長は、毎事業年度の初めに監査計画を策定し、学長の承認を得なければならない。

#### (監査計画の内容)

- 第8条 前条に規定する監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 監査の基本方針
- (2)監査の項目
- (3)監査の実施期間
- (4)監査の方法
- (5)その他必要な事項

## (監査の通知)

- 第9条 監査室長は、監査の実施について、あらかじめ被監査部局に通知する ものとする。ただし、学長が緊急又は特に必要と認める場合は、事前の通知 を省略することができる。
- 2 被監査部局の長は、やむを得ないと認められる場合に限り、監査の実施日 程について変更を求めることができる。

### (監査の実施)

第10条 監査は、監査計画に基づき実施する。ただし、緊急やむを得ない場合は、これを変更して実施することができる。

### (監査の方法)

第11条 監査は、実地調査若しくは書面調査又はこれらの併用により行う。

#### (監査調書)

第12条 監査室長は、監査実施後当該監査の方法、内容及び結果について記録した監査調書を速やかに作成しなければならない。

### (監査調書に基づく意見交換)

第13条 監査室長は、監査調書に基づく事実の確認等を行うため、被監査部局と意見の交換を行うことができる。

# (監査の結果の報告)

- 第14条 監査室長は、前2条に規定する手続終了後、遅滞なく監査の結果報告書を作成し、学長に提出する。
- 2 監査室長は、前項に定める監査の結果報告書の提出に際し、指摘事項及び 改善案等がある場合は、それを付記するものとする。

### (改善の指示)

第15条 学長は、監査の結果報告書に基づき、改善のための対策、措置等を 講じる必要があると認めた場合は、被監査部局の長に対して、改善を指示す る。

## (改善計画の提出)

- 第16条 前条の規定により改善の指示を受けた被監査部局の長は、当該改善に係る計画(以下「改善計画」という。)を速やかに学長に提出しなければならない。
- 2 被監査部局の長は、改善計画に基づき、改善措置を講じなければならない。

# (改善計画の実施状況の調査及び報告)

- 第17条 学長は、提出された改善計画の実施状況の調査を監査室長に命じる ものとする。
- 2 監査室長は、当該調査の結果を学長に報告するものとする。

### (雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から 適用する。